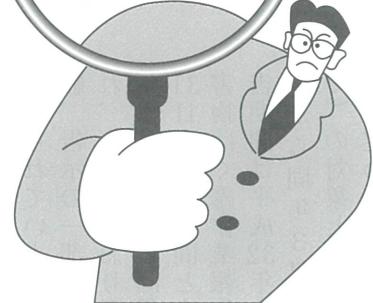


行政の 焦点



正労働基準法が施行されます。内容は、①時間外労働の上限規制の導入、②年次有給休暇の確実な取得、③フレックスタイム制の拡充などです。今回はフレックスタイム制の清算期間の上限が1か月から3か月に延長され、同時に割増賃金の支払方法が整備されました。

改正のポイントは、①清算期間を1か月超とすることは労使協定の労基署への届出が必要、②清

期間（最後に1か月未満の期間を生じたときは、当該期間。以下同様）を平均し1週間当たりの労働時間が50時間を超えるときは、清算期間の途中であつても、割増賃金の支払いが必要、③1か月ごとに区分した期間の時間外労働時間が法定労働時間の総枠（40時間×清算期間の暦日数÷7日）を超えて労働した時間が60

①清算期間中のその他の期間において時間外労働とした時間を控除した時間が時間外労働として算定され、この時間が60時間を超えるときは5割以上の割増賃金の支払いが必要、⑤清算期間を1か月超とする場合に労働した期間が清算期間に満たない労働者に対する清算規定を新設した点です。

「フレックスタイル制」の拡充について

また、20・8時間の時間外労働時間のうち、時間外労働時間が60時間を超える3・6時間（実働時間235時間 - 231・4時間（法定労働時間の総枠である171・4時間（暦日数30日 ÷ 7日 × 40時間）+ 時間外労働時間60時間））については5割以上の割増賃金の支払いが必要です。

おいて時間外労働とした時間20・8時間)について
では割増賃金の支払いが必要で、このうち24・3
時間(84・3時間+60時間)については5割以上の割増賃金の支払いが必要です。
清算期間を1か月超と
するときは、最終月の時間外労働時間が大幅に増加するおそれがあるので
注意が必要です。

算期間が1か月超のとき
1か月ごとに区分した期

時間を超えるときは、5割以上の割増賃金の支払
いが必要（中小事業主は
2023年から適用）、
④清算期間を1か月ごと
に区分した各期間の最終
期間においては、その最
終期間を平均して1週間
当たり50時間を超えて労
働した時間に加えて、清
算期間における総実労働
時間から、⑦清算期間の
法定労働時間の総枠と、

て、具体例を挙げて説明します。実働時間が4月は235時間、5月が190時間、6月が200時間だとします。

4月の1週間当たり50時間となる労働時間は、 $214 \cdot 2$ 時間（暦日数30日 ÷ 7日 × 50時間）です。4月は $20 \cdot 8$ 時間（実働時間235時間 - 2時間）について時間外労働として割増して

5月は割増賃金の支払
いは必要ありません（1
週間当たり50時間となる
労働時間に満たないた
め）。

事業主の皆さま

「愛知県働き方改革推進支援センター」 のご案内

『働き方改革』に取組む事業主の皆さまを支援します。

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、
社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

電話、メール、来所により相談を受付

【愛知県働き方改革推進支援センター】

お問合せや
ご相談は
こちらまで

愛知県社会保険労務士会受託

○本部所在地：名古屋市熱田区三本松町3-1

電話：0120-868604

メール：hatarakikata@aichi-sr.com

○豊橋出張所

所在地：豊橋市花田町字石塚42-1 豊橋商工会議所内

電話：0800-200-5262

メール：hatarakikatatoyo@aichi-sr.com

- ▶ ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。
- ▶ 出張相談会・セミナーの開催も予定していますのでご活用ください。

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からの
ご連絡をお待ちしております。

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規労働者の方の待遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金が分からぬなど

どうぞお気軽に、
ご相談ください。

厚生労働省 愛知労働局

名古屋北労働基準監督署では、毎年、年度末になると、36協定等の提出により窓口が大変混雑し、来署者の皆様にご迷惑をおかけしているところです。そこで、混雑を緩和するため、タイトルの期間中、当署が入居している名古屋合同庁舎第3号館の1階第2教室において、臨時受付会場を開設することとしました（開設時間…9時～12時、13時～16時）。12時～13時、16時～17時15分）に当署窓口でご提出いただきますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、名古屋北労働基準監督署 第1方面（☎052-961-8653）までご連絡下さい。

例えば4月から6月の実働時間がそれぞれ210時間だとすると、総実労働時間が630時間となり、4月と5月は1週間当たり50時間となる労働時間に満たないため時

間外労働はゼロとなりますが、6月の時間外労働時間が110・1時間（総実労働時間630時間+法定労働時間の総枠519・9時間）として計上されるからです。そ

の結果、改正労基法の時間外労働時間の上限である100時間未満を満たすことができず、法違反となってしまいます。

平成31年3月25日（月）から3月29日（金）まで

36協定等の臨時受付会場を開設します

名古屋北労働基準監督署

